ハンス・レンク、グンター・A・ピルツ著『フェアネスの裏と表』（不昧堂出版、2000 年）読書会レジュメ

中島水緒（2021/07）

ⅰ選書の理由

前々回の読書会で川谷茂樹『スポーツ倫理学講義』を取り上げた経緯から、引き続きスポーツ哲学・スポーツ倫理学関連の書籍を扱いたいと思った。スポーツ倫理学の問題系の中核を成す「フェアネス」概念の再検証に本書は役立つのではないか。フェアネス概念の歴史的考察や語源的考察、フェアネス概念が孕む二重道徳の問題、フェアネスと今日の競争社会の関連性などがコンパクトにまとめられていて、初学者にもおすすめできる。

ⅱ作者について

共同執筆者のひとり、ハンス・レンクはドイツの応用倫理学者。1960 年のローマ五輪で金メダルを獲った元ボート選手でもある。

ⅲ引用と論点要約

【本書におけるいくつかの問題提起】

・スポーツ（とりわけ高度達成スポーツにおける最高の競技会）は、もはやフェアプレイが意味を成さないほどに結果至上主義になってしまったのだろうか？

・スポーツのみならず、利益追求やつばぜりあいを常とする諸領域（政治、経済 etc.）において、フェアネスの理念が上辺だけのものになっているのではないか？　フェアネスの理念と価値はいまだ効力を持っているのだろうか？

・結果を重視する競争社会がルールや現実の解釈に対して相互に影響を及ぼすようになったのだろうか？　それともスポーツの領域特有の現象なのだろうか？

・もしフェアな競争をしている者が敗北に甘んじなければならないなら、フェアネスの原理はどこにあるのだろうか？

・二枚舌や矛盾に直面してもなおフェアネスの原理を口にすることはできるのだろうか？

【スポーツの二つの世界】

・スポーツ選手はフェアプレイの中で対戦相手を尊重し、それによって自分自身の威厳を保持する。自分の勝利が不法によって汚されないようにつとめるのが真のスポーツマンである。

⇔

・試合に勝つ（＝成功する）ためにはフェアプレイという考えは古臭いものでしかない。スポーツだけでなく世の中もお金と結果が重要である。

→実際のスポーツの現場では上記のような矛盾する二つの考えが混在している。

ex）勝利のためには「フェアなファウル」という矛盾する手法もまかり通るようになる。

深刻な傷害をもたらすファウルと戦略的ファウルの差異とは。「フェアなファウル」という言語上の形容矛盾だけではおさまらない矛盾がスポーツの現場に横行している。

【語源的考察】

・英語の「フェア fair」の定義は多岐にわたる。

（「美しい」「ふさわしい」「心地よい」「高貴な」「洗練された」「ていねいな」「誠実な」「公平な」「同権の」「ご

まかしのない」「中立の」「規則に従った」etc.）
→一般的な事柄に適用されるフェアネスとスポーツで使われる特殊な意味でのフェアネスを区別して考える必要がある（フェアネスの定義を体系的に組み立てることの難しさ。意味のニュアンスの多様性が画一的な雛形に無理やり押し込められてしまうケースも）。

「(…) 実践的で通用可能なフェアネスの理念と原理の分析を企てようとするのであれば、概念、原理、規範、およびそれらの部分要素をより明確に区別し、構造的に必然的な、すなわち形式的に把握可能な内容を、尊重すべき価値観から切り離さねばならない。それに応じて、さまざまな周縁概念と中心的な意味内容とが何らかの点でお互い区別されねばならない。そのようにしてのみ、様々な実現の度合い、社会的・構造的なアクセントの移動、ならびに、歴史的変化が明らかに際立ってくるのである。」（38 頁）

【配分のフェアネスと競争のフェアネス】
「フェアネス」の原理はさまざまな社会哲学者や法哲学者によって歴史的に論じられてきた。
ex）ヘルベルト・H・ハート、ジョン・ロールズ
ロールズにとってフェアネスの根本命題は、「自然的」「社会的運・不運」というハンディを分配の平等性によって可能な限り均一化・補償するもの。財産・利益・サービスなどの平等化。結果志向的。

「社会の機能を準スポーツ競技として把握することは、もちろん、実り豊かな考察へのきっかけを与え得る興味深いメタファーである。〔…〕しかしながら、競争におけるフェアネスの通例的な原理を言い当てるには、社会的公正のこの一般的な解釈はあまりにも広範にわたりすぎている。この解釈は、より具体的なフェアネスのイメージを包括的な社会倫理において一般化したものとして把握することができるだろう。」（39 頁）
→スポーツにおけるフェアネスの根本規則も平等性を重んじるが、結果ではなく参加の機会にのみ関わる。競技を客観的でフェアな差異確定手段とならしめるために、スタート時の機会の平等性を形式的に確保。スポーツも社会倫理も正義と平等性の考慮に基づくものだが、それらは異なった地平に位置しており、強調の仕方も異なる。

「フェアネスの規範の内容と機能は、騎士や高貴なジェントルマンの貴族的行為規範から、機会均等とルールによって秩序立てられた競争の実施を保証し、コントロールする市民階級の行為規則へと変化した。」（42 頁）

【競技における「フェアネス」の大枠の定義（著者が提示する 5 つのメルクマール）】
①構成的ルール（プレイが進行するための本質的ルール。サッカーで手を使ってはいけないなど）を遵守する。
②規制的ルール（ゲーム内部の通常のルール。各競技内のルール）を遵守する。
③審判の判定に対する厳格な尊重。
④競争相手に機会均等と競技開始時の同権を確保する。
⑤人格を持ったパートナーとして相手を尊重し、顧慮しつづける。
→5 つのメルクマールはさらなる差異化が必要。

【形式的フェアネスと非形式的フェアネス】
著者（ハンス・レンク）は 60 年代にフェアネス概念を区別するための手がかりとして、「形式的フェアネス」と「非形式的フェアネス」という概念を提示した。

・「形式的フェアネス」
ゲーム・ルールを遵守するための強制力をもった規定的な規範要求。競技ルールの遵守。

・「非形式的フェアネス」
相手や審判に対する尊敬や騎士的精神のように、制裁によって強要されることなく期待されるもの。伝統的スポーツ精神に近い。競技者たちを相互の尊重に向かわせる騎士道精神。競技者は騎士階級、戦友、僧門の一員であることが望まれる。

ex）社会学者による区分「強制規範」「当為規範」「可能規範」

「騎士のエートスは、まず、――形式的規則のあらゆる遵守のもとで――その階級にふさわしい自己表現を目指していた。他方、近代的なフェアネスの理念は、まさしく、各々の階級的制限を越え出て、同権者社会における規制された対決に関わるのである。彼らのキャリアは、個人主義、多元主義、栄進への機会均等という意味での根本的な民主化と結びついている。」（52 頁）

・近代以前／以降のフェアネス概念の比較
（フェアネスの起源である）ジェントルマンの概念→一つの階級エートスとして階級内での自己実現や社会的紛争の防止に役立てるもの
近代のフェアネス→競争自体にある紛争を重視し規制するもの

・近代以降のフェアネスをめぐるスポーツの発展
フェアネスの萌芽は古代、中世、近代初頭のイギリスにみられるが、ヴィクトリア朝のイギリスにおいて初めてスポーツの競争における機会均等、自由意志に基づくルール順守、パートナーである相手の尊重といった内容を確立するようになった。19 世紀末、競技スポーツが下層社会階級にも開かれるようになり、制裁や社会的抑制を強化するためのコントロールが必要になってルールが発展する。同時にスポーツの商業化が始まる。ハンディキャップの解消、審判やペナルティの導入へ。とりわけ 1936 年のオリンピック以降、スポーツの政治化が始まる。国家レベルでスポーツの結果に対する価値が高まる。60 年代にスポーツの社会的な価値が高まる。「フェアなファウル」などが結果を志向するスポーツ行為のガイドラインとなる。形式的フェアプレイから「フェアなファウル」の「技術主義的なモラル」へと移る。結果が手段を神聖化する。スポーツのあらゆる社会階層への開放とそれ以降の商業主義化がフェアプレイの空洞化を招く。

「勝利のみに方向付けられたスポーツ選手達が、フェアネスのもともとの定義を今日の達成スポーツの構造的条件に合わせて自分達に都合のいいように修正しているとしても不思議ではない。」（77 頁）

【「集団責任」よりも「共同責任」「制度責任」へ】
「スポーツにおける高度達成競技者、一般的な言い方をすればある制度において決定的役割を演じる行為者は、異なるモラルが対立し合う再戦線ともいうべき強制状況の中にいるのだろうか。構造的条件が個々の関係者をジレンマに陥らせている場合に、すべての責任を相変らずの彼個人だけに押し付けることができるのだろうか。」（90 頁）

「競争におけるフェアネスと機会均等の問題は、もはや単なる個人主義的なものとして扱うことのできない典型的な問題である。個々の行為者にのみ責任を負わせる措置は、アリバイ戦略であることが判明する。」（91 頁）
→スポーツは競争原理と達成原理を伴った「社会の反映」である、という認識へ。責任の類型をいかに実際のスポーツ行為に適用するか。また、経済競争とスポーツの競争の構造的一致をどう考えるか。

【フェアネスと二重道徳】
「誰もがフェアネスについて語るが、それを実行する人はごく僅かである。これまで述べられてきた世間向けの口先だけの信仰告白、イメージアップのための紳士的態度を要請し言い立てるフェアネスの訓戒とアピールは、ドイツスポーツにおけるフェアネス提唱の市場戦略にも似て、ある種の牽制機能を果たしているようにみえる。だが、状況を根本的かつ構造的に変えなければ、野蛮化、深刻化、不正といった現象すべてに伴う競争の激化をおさえることはできないし、またアリバイ戦略のなかで逃避と隠蔽が試みられるということを――たぶん無意識だろうが――人は知っている。」（106～107 頁）

「是が非でも生き残らねばならないプルスポーツと高度達成スポーツでは、真剣さが過剰となった結果、当然の事ながらパラドックスが引き起こされ、競技者は個人の利益になる隠れたルール違反とルール遵守との間で実際に一種の社会心理学的罠へと巻き込まれるに至る。スポーツにおける生存競争ないし勝たねばならぬことが死活問題になるほどの深刻さと、スポーツをそのような性格をもたない単なる遊戯あるいは儀式化された仮の攻撃であるとする伝統的なスポーツ解釈との間の二重の強制状況に巻き込まれて、競技者はまさにグレゴリー・ベイトソンによる「ダブルバインド」という精神分裂病に似た状態になりかねないのである。」（109 頁）
→宣伝的行為モラルと実際的行為モラルの分裂。体面でフェアネスを保つことには心理学的な反動が来る。個人による自己コントロールの実効性を信じるだけでは難しい。

【スポーツにおける競争、経済における競争】
「スポーツでは、メンバーや代表を通して互いに競合するチームや協会、あるいは連盟が存在する。しかし、実際に直接的な競争において、自然的人格としてスポーツの結果を請け負う者たちの間には、密接なつながりがある。それに対して、大企業と個人の同一視は、より抽象的である。詐欺やアンフェアな策略によって傷つけられるのは、直接的には個人の人格ではなく、経済的な競争相手である。制度あるいは商社といった形で抽象的に役割を担うものは、法的、道徳的あるいは慣習に支えられたルールもこれを要求しない場合、フェアな扱いに対して道徳的な権利をもつのだろうか？　これが、フェアネスの原理についてスポーツと経済との間に異なった見解の存在する理由に思われる。」（142～143 頁）
→経済での誇大宣伝はスポーツと異なって法の空間の中で形式的なフェアネスの規定によって組織的に制限されているわけではない。競争と機会の均等を現実的に保証し違法な悪行を規制するような構成的ルールが市場の経済競争にあるわけではない。
経済生活における競争のフェアネスの原則を保証的な側面から適用することは不可能。コントロールできない領域でフェアネスの原理を策略でもってイメージ操作に堕落させてしまう危険性も。

ⅳまとめ（レジュメ作成者による感想）
・フェアネスの概念が歴史的、社会的な変遷とともに変化してきたことに注意。その際、形式的／非形式的フェアネスという区分がひとつの指標となるが、どこまで適用可能か。
・二重道徳が引き起こす分裂についての指摘など、心理学的な考察も交えているところが興味深い。理念的なレベルでのみフェアネスを扱うことの危険性が本書によって見えてくる。
・本書の特徴のひとつは、スポーツのみならず政治・経済市場など、現実的な局面で噴出する問題に焦点を当てていること。スポーツにおけるフェアネスが社会の諸領域における価値などと連動すること、メタフォリカルに転用されうることをどう考えていくか（概念のいたづらな転用、拡大解釈を防ぐヒントにもなるのではないか。各事例、諸領域の問題、事情に即してフェアネスを考えていく必要がある）。